

II . デポジット制度（ドイツの場合）

ドイツでは、「1988年ペットボトル/デポジット政令」（The PET/Deposit Ordinance in 1988）を制定し、使い捨てのペットボトルに、1本当たり50ペニヒ～2マルクのデポジットが義務づけられた。さらに「1991年包装政令」では、すべての飲料容器について強制デポジットが課された。ただし、全飲料容器の72%以上をリターナブル容器にする場合、全飲料容器に対する強制デポジット義務は免除されるという規定も盛り込まれている。

ミネラルウォーター用のリターナブル瓶を例にとると、購入時に消費者は1本当たり30ペニヒのデポジット料金をレジで支払う必要がある（なお、プラスチックケースにも1ケース当たり3マルクのデポジット料金がかかり、1ケース（12本）を購入した場合、合計6マルク60ペニヒを支払う義務がある。）。使用後、消費者は販売店に空きびんを持ち込み、デポジット料金を返却してもらう（現金の場合と販売店の金券になる場合がある。）。一方、回収されたびんは、工場へと運ばれ、リユースされる（ガラス瓶は40～50回、ペットボトルは15～30回再利用。）。なお、使い捨て飲料容器の大部分については、デュアルシステムを通して、回収・リサイクルされている。

ドイツのデポジット料金	
種 別	金額（ペニヒ）
ビ - ル瓶	15
水・清涼飲料水のびん	30
ペットボトル	70

1 マルク = 100ペニヒ

資料）（社）自治体国際化協会「欧州廃棄物行政の現状と課題」

1 . 関係法令

（ 1 ）1989年：プラスチック製飲料容器の回収と預かり金の徴収に関する政令

ミネラルウォーターボトルを対象容器とし、塩ビボトルには強制的にデポジットを義務付けたもの。塩ビがリサイクルにとってはマイナスを強調。

（ 2 ）1991年：包装廃棄物回避に関する政令

対象はほぼすべての容器包装。素材ごとに最終リサイクル率を設定。ガラスでは、暫定42%～最終的に72%。事業者に無料引取り義務（自治体への委託不可）を課した。この対応のためには、自社による自主回収システムの確立が必要で

あるが、デュアルシステム・ドイッチェランドに参加する場合のみ免除される。ワンウェイ飲料容器、洗濯・清掃洗剤容器、分散塗料容器にはデポジットを義務化。ビール、清涼飲料水、果汁、ワインでは、リターナブルびんのシェアを72%、牛乳は17%を下限として設定し、これを下回った場合には、強制デポジットを発動できるものとしている。

2 . リターナブル容器の普及

ドイツでは、広範に飲料容器のリターナブルシステムが普及しているが、その大きな要因として次の2つがある。

(1) 統一されたびんの使用

飲料業界でドイチェ・ブルネンと呼ばれる業界団体を作り、そこで決めた統一規格のびんを国内のほとんどの企業が1967年から使用している。そのため、生産者が再利用のための余分なコストを削減できることはもちろんのこと、消費者にも分別などで大きな負担がかからない。さらに、ペットボトルのリターナブル使用のための様々な開発研究の結果、ペットボトルのリターナブルを実施している。その材質は、耐久性を持たせるため大変硬い。

(2) ドイツ・デポジット制度の問題点

手間のかかるデポジット料の返却システム

- ・ 空容器は購入店のみ返却可能
- ・ 外国から持ち込まれたビン、古いビンによる詐欺行為の発生 → 購入時の

レ

シートの提示が必要

- ・ 全国規模の生産システムの構築
- ・ 空容器の自動回収機の設置が必要

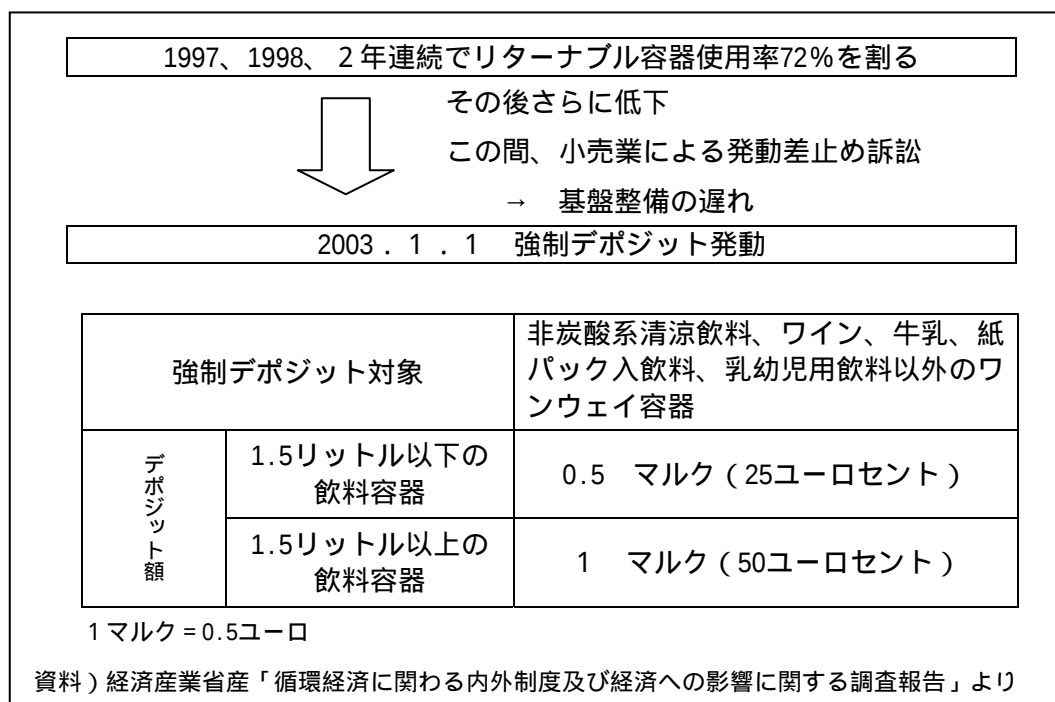
包装政令改正案

- ・ 改正包装政令ではリターナブル率低下をまねく要員について廃止の検討がされている。
- ・ リターナブル容器使用率72%を回復すると強制デポジットが停止される。しかし、再びリターナブル容器使用率の低下に繋がるとして、回復後も強制デポジットを継続すべきとの意見もある。
- ・ 飲料品の種別による強制デポジットの免除制度を廃止（ジュース飲料等）

(3) 強制デポジット制度のポイント

強制デポジットの背景

強制デポジット制度とは、リターナブル容器使用率が72%を2年連続下回った場合に適用され、ワンウェイボトルが対象となる。



強制デポジット発動後の状況

一時はリターナブル容器使用率50%を下回っていたが、2003年1月1日の強制デポジット発動後、リターナブル容器の使用率は65%にまで回復している。